

# 大阪市における住宅・土地統計調査の概要

平成20年10月1日現在で実施した「平成20年住宅・土地統計調査」の結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査<sup>注</sup>（第14号）として、総務省統計局所管のもとに全国一斉に実施される標本調査で、わが国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年以来5年ごとに実施してきており、平成20年住宅・土地統計調査はその13回目に当たる。

なお、第11回調査（平成10年）から、調査内容に土地に関する項目を加え、調査の名称を住宅統計調査から住宅・土地統計調査としている。

（注）住宅・土地統計調査は、平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）に基づく、「基幹統計調査」に移行している。

## 【調査の地域】

本市においては、平成17年国勢調査調査区の中から約4分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成20年2月1日現在により設定した単位区のうち、5,756単位区（以下「調査単位区」という。）について調査した。

## 【調査の対象】

平成20年住宅・土地統計調査は、調査の時期において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯について調査した。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事館やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘留所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

## 【調査の系統】

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 住宅・土地統計調査指導員 - 住宅・土地統計調査員 - 調査客体

## 【用語の解説】

### <住宅>

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮

断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ・一つ以上の居住室
- ・専用の炊事用流し（台所）
- ・専用のトイレ
- ・専用の出入口

（屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口）

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。なお、四つの設備要件が共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

#### ア 一時現存者のみの住宅

昼間だけ使用している住宅や何人かの人交代で寝泊りしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

#### イ 空き家

二次的住宅

- ・別荘・・・週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
- ・その他・・・ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りする

など、たまに寝泊りしている人がいる住宅

賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅

上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

#### ウ 建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締りができるまでにはなっていないもの（鉄筋コンクリートの場合は、外壁ができあがったもの）。

なお、戸締りができる程度になっている場合は、内装が完了していても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

<住宅以外で人が居住する建物>

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

ア 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計をともしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社

等の寮・寄宿舎」

イ 学校の寄宿舎などのように、生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」

ウ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

エ 下宿屋・社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということ、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

#### <住宅の種類>

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

##### ア 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

##### イ 店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務

に使用するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅。

#### <住宅の建て方>

住宅の建て方を次のとおり区分した。

##### ア 一戸建て

一つの建物が1住宅であるもの。

##### イ 長屋建て

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねて、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

##### ウ 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

##### エ その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。

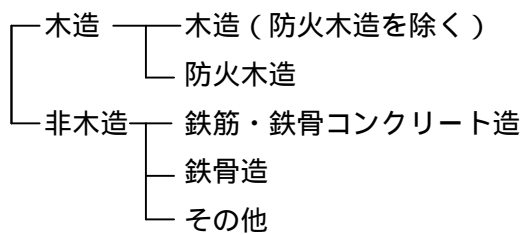
#### <建物の階数>

建物全体の地上部分の階数をいう（したがって、地階は含めない）。

なお、中2階や屋根裏部屋全体は階数に含めない。

##### ア 建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。なお、二つ以上の構造から成る場合は床面積の広い方の構造によった。



- イ 木造（防火木造を除く）  
建物の主な構造部分のうち、柱・梁などの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に該当するものは含めない。
- ウ 防火木造  
柱・梁などの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼の恐れのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの。
- エ 鉄筋・鉄骨コンクリート造  
建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの。
- オ 鉄骨造  
建物の骨組が鉄骨造り（柱・梁が鉄骨のもの）のもの。
- カ その他  
上記以外のもので、例えばブロック造、レンガ造などのもの。

< 建物の時期 >

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、建て増しや改修をした場合でも、初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、建て増しや改修をした部分が、建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、建て増しや改修をした時期を建築の時期とした。

< 住宅の所有の関係 >

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。

- ア 持ち家  
そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅。  
最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。
- イ 公営の借家  
都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。
- ウ 都市再生機構(旧公団)・公社の借家  
「都市再生機構(旧公団)」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。
- エ 民間借家  
国・都道府県・市区町村・都市再生機構(旧公団)・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。
- オ 給与住宅  
社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上

又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む）。

#### < 居室数及び居室の畳数 >

##### ア 居室数

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニング・キッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

##### イ 居室の畳数

畳数は、上に述べた各居室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、 $3.3\text{ m}^2$ を2畳の割合で畳数に換算した。

#### < 住宅の延べ面積 >

各住宅の床面積の合計をいう。この述べた面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押入れなどや店、事務所など営業用に使用している部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の付属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の

場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

#### < 高齢者のための設備状況 >

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

##### ア 高齢者等のための設備がある

##### イ 手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

また、手すりがある場合の設置場所について、次のとおり区分した。

玄関

トイレ

浴室

脱衣所

廊下

階段

居室

その他

##### ウ またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

##### エ 廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入り口の幅が約80cm以上ある場合。

##### オ 段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。

なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

カ 道路から玄関まで車いすで通行可能敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。

なお、高低差がある場合でも、穏やかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

キ 高齢者等のための設備はない

#### <自動火災感知設備の状況>

自動火災感知設備（住宅用火災警報器など）の状況について、次のとおり区分した。

ア 自動火災感知設備がある

火災の発生を熱、煙又は炎によって自動的に感知し、火災信号又は火災情報信号を消火設備等に発信する設備や、警報等を発する設備がある場合（市販されている簡易な設備を含む）。ただし、共同住宅などで、各住宅の中ではなく共用部分のみに設置されている設備は含めない。

自動火災感知設備がある場合の設置場所について次のとおり区分した。

寝室

台所

階段

廊下

その他

イ 自動火災感知設備はない

#### <省エネルギー設備等>

省エネルギー設備を次のとおりとした。

ア 太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム。

イ 太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乘せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器。

ウ 二重サッシ又は複層ガラスの窓

二重サッシ

外窓と内窓が二重（又は三重）構造となった窓（内側が障子の場合は含めない）。

複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、隙間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓。

なお、これらのガラス窓の有無について次のとおり区分した。

(1) すべての窓にあり

(2) 一部の窓にあり

(3) なし

#### <高齢者等のための設備工事の有無>

「持ち家」について、平成16年1月以降、高齢者等のための設備工事をおこなったか否かを次のとおり区分した。

なお、現在その世帯に高齢者がいなくても、将来を見越して工事した場合も含めた。

- ア 高齢者等のための工事をした
  - 階段や廊下の手すりの設置
    - 階段や廊下に手すりを設置する工事
  - 屋内の段差の解消
    - 居住室と廊下の段差にスロープを設置する工事を行うなど、屋内の段差をなくす工事
  - 浴室の工事
    - 埋め込み式浴槽への変更や浴室内の手すりの設置などの工事。
  - トイレの工事
    - 和式トイレから洋式トイレへの変更、温水洗浄便座の設置などの工事
  - その他
    - 上記以外の工事

イ 高齢者等のための工事をしていない

<住宅の耐震診断の有無>

「持ち家」について、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べる耐震診断をおこなったか否かを次のとおり区分した。

- ア 耐震診断をしたことがある
  - (1) 耐震性が確保されていた
  - (2) 耐震性が確保されていなかった
- イ 耐震診断をしたことはない

<住宅の耐震改修工事の状況>

「持ち家」について、住宅の耐震改修工事をおこなったか否かを次のとおり区分した。

- ア 耐震改修工事をした
  - 壁の新設・補強
    - 横揺れに対処するため、窓など

を塞いで壁を設けるなどの工事  
筋かいの設置

横揺れに対処するため、柱と柱の間に筋かいを設置する工事  
基礎の補強

玉石基礎をコンクリート造の基礎にしたり、鉄筋の入っていない基礎に鉄筋を加えて補強するなどの工事

金具による補強

柱と梁、柱と土台などに金具を取り付けることにより、揺れの減少や柱等の構造部材の脱落、ずれなどを防止するための工事

その他

上記以外で、例えば、腐ったり、シロアリなどの被害のあった部材の交換や、屋根ふき材を重い瓦から軽い金属板などに交換し、建物の重量を軽くするなどの工事

イ 耐震改修工事をしていない

<リフォーム工事の状況>

「持ち家」について、リフォーム工事の状況を次のとおり区分した。

- ア リフォーム工事をおこなった
  - 上記、「住宅の増改築や改修工事等をした」、「高齢者等のための設備の工事をした」、「住宅の耐震改修工事をした」のいずれかに該当する場合
- イ リフォーム工事をおこなっていない

<世帯>

- ア 主世帯、同居世帯
  - 1住宅に1世帯が住んでいる場合は

その世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜上、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

#### イ 世帯人員

その世帯にふだん住んでいる世帯員であり、たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいればその世帯人員に含めた。船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く。）は自宅に住んでいるものとした。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めたが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

#### <居住水準>

居住面積水準は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるように、住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準で、次のように設定されている。

#### ア 最低居住面積水準

世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

#### イ 誘導居住面積水準

世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準で次の2区分から成る。

##### A 都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの

##### B 一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

なお、各居住面積水準別に必要とされる居住室の広さの基準は次のとおりである。

#### ア 最低居住面積水準

二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が、 $10\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 10\text{m}^2$ （注1,注2）

単身世帯の場合は、次のいずれかを確保している。

- (1) 29歳以下の単身者で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上
- (2) 29歳以下の単身者で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上
- (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「 $25\text{m}^2$ 」以上

#### イ 誘導居住面積水準

##### A 都市居住型

二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。

$20\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 15\text{m}^2$ （注1,注2）



単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。

- (1) 29歳以下の単身者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「10.5畳」以上の場合
- (2) 29歳以下の単身者で、食事室等他の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「12.0畳」以上の場合
- (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「40㎡」以上の場合

#### B 一般型

二人以上の世帯で、床面積の合計（延べ面積）が次の算式以上を確保している。

$$25\text{m}^2 \times \text{世帯人員} + 25\text{m}^2 \text{ (注1,注2)}$$

単身世帯の場合は、次のいずれかを確保している。

- (1) 29歳以下の単身者で、独立の台所があり、居住室の畳数が「15.0畳」以上の場合
- (2) 29歳以下の単身者で、食事室等他の用途と兼用の台所又は共用の台所があり、居住室の畳数が「16.5畳」以上の場合
- (3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計（延べ面積）が「55㎡」以上の場合

注1：世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2：世帯人員（注1の適用がある場合には適用後の世帯人員）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

なお、居住面積水準以上の世帯について、更に「水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている世帯」を、次に示す設備等の条件により判定した。

最低居住面積水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

- (1) 専用の台所
- (2) 水洗トイレ
- (3) 浴室
- (4) 洗面所

誘導居住面積水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

- (1) 専用の台所
- (2) 水洗トイレ
- (3) 浴室
- (4) 洗面所

#### \* 利用上の注意

1. 統計表の数値は次によりその総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。  
(ア) 各項目はその推定値を1位で四捨五入して10位までを有効数字として表章している。  
(イ) 総数に「分類不詳」の数値が含まれている。
2. 本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標準誤差を含んでいる。

## 1 住宅の概況

総住宅数は153万580戸、世帯数は126万5210世帯と前回調査の平成15年に比べてそれぞれ5.0%、6.4%増加している。

このうち、空き家は25万5170戸と前回調査に比べて0.1%減少し、空き家率は16.7%と0.8ポイント低下した。

また、共同住宅は、88万4280戸で11.2%増加し、居住世帯のある住宅に占める割合がはじめて7割を超えた。

### (1) 総住宅数と総世帯数

平成20年10月1日現在で実施した平成20年住宅・土地統計調査による市内の総住宅数（居住世帯のある住宅と居住世帯のない住宅の合計数）は153万580戸で、平成15年住宅・土地統計調査（以下「前回調査」という。）に比べ、7万2530戸（5.0%）増加となっている。

このうち居住世帯のある住宅（この「居住世帯のある住宅」を以下「住宅」という。）は、126万2120戸（総住宅数の82.5%）で前回調査に比べて7万5210戸（6.3%）増加している。また、居住世帯のない住宅は、平成5年から平成15年まで増加してきたが、平成20年は26万8470戸と前回調査に比べて2670戸（1.0%）減と3調査（15年）ぶりに減少となった。このうち空き家は25万5170戸で、前回調査に比べて230戸（0.1%）とわずかに減少しており、また空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）では16.7%と0.8ポイント低下となっている。

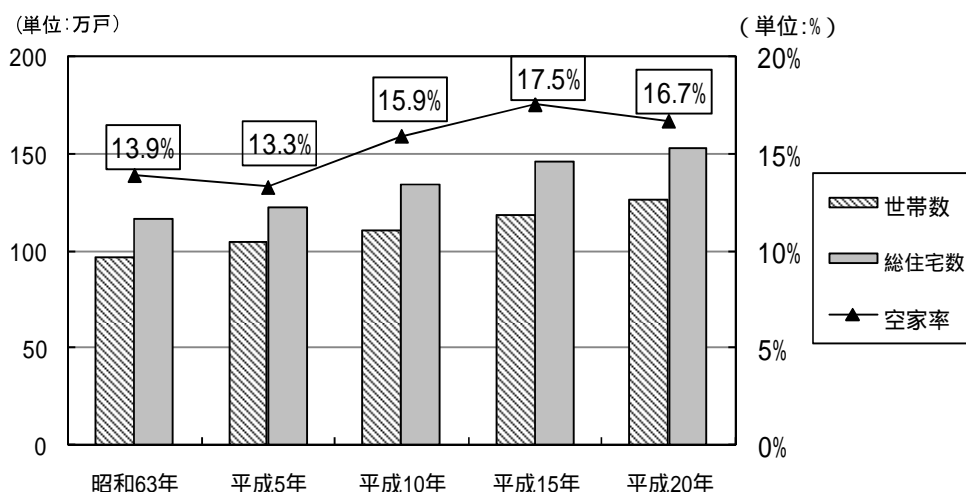
総世帯数は、126万5210世帯で、この間の市内の人口増や単身者世帯の増加等を反映して前回調査に比べ7万5940世帯（6.4%）増となっている。

## 世帯数と総住宅数

(単位:世帯・戸)

	世帯数	総住宅数								空 家 率 (%)
		総数	居住世帯あり			居住世帯なし			空 家 率 (%)	
			総数	同居世帯 なし	同居 世帯 あり	総数	一時現 存者 のみ	空き家		
昭和63年	972,380	1,161,020	963,380	959,610	3,770	197,640	30,640	161,450	5,540	13.9
平成5年	1,045,290	1,225,290	1,038,250	1,034,940	3,300	187,040	21,950	162,850	2,250	13.3
10年	1,109,840	1,338,400	1,102,650	1,098,770	3,880	235,750	20,530	212,890	2,330	15.9
15年	1,189,270	1,458,050	1,186,910	1,184,710	2,200	271,140	14,120	255,400	1,620	17.5
20年	1,265,210	1,530,580	1,262,120	1,259,100	3,020	268,470	12,390	255,170	900	16.7

### 世帯数、総住宅数及び空き家率の推移



住宅の所有関係をみると、持ち家が51万4050戸（住宅数の40.7%）と前回調査に比べて2万8620戸（5.9%）増加しており、借家は67万6400戸（同53.6%）と同じく3万60戸（4.7%）増加となっている。また、持ち家住宅率（住宅全体に占める持ち家の割合）は、40.7%と前回調査より0.2ポイント低下している。本市の持ち家住宅率は、全国の61.2%と比べると20ポイント以上下回っている。

借家の内訳をみると、公営借家（公営・都市再生機構・公社の借家）が14万230戸（住宅数の11.1%）と前回調査に比べて2610戸（1.8%）減少したのに対して、民営借家は51万5390戸（同40.8%）と前回調査と比べて3万3380戸（6.9%）の増加となっている。また、給与住宅は、2万780戸（同1.6%）と710戸（3.3%）減となっており、平成5年から減少が続いている。

### 住宅の所有関係別住宅数

(単位: 戸)

年	総数	構成比 (%)	持ち家	構成比 (%)	借家	構成比 (%)	公営借家	構成比 (%)	民営借家	構成比 (%)	給与住宅	構成比 (%)
						借家	借家	借家	住宅			
昭和63年	963,380	100.0	380,880	39.5	575,550	59.7	132,220	13.7	419,530	43.5	23,800	2.5
平成5年	1,038,250	100.0	387,760	37.3	629,320	60.6	133,480	12.9	463,800	44.7	32,040	3.1
10年	1,102,650	100.0	419,370	38.0	658,340	59.7	136,020	12.3	495,200	44.9	27,120	2.5
15年	1,186,910	100.0	485,430	40.9	646,340	54.5	142,840	12.0	482,010	40.6	21,490	1.8
20年	1,262,120	100.0	514,050	40.7	676,400	53.6	140,230	11.1	515,390	40.8	20,780	1.6

(注) 公営借家には都市再生機構・公社の借家が含まれる。

(2)住宅の建て方

住宅を建て方別にみると、共同住宅が88万4280戸と前回調査に比べて8万9230戸(11.2%)と大きな増加となっている。一戸建は30万3640戸と4720戸(1.6%)増加しているが、長屋建は7万420戸で1万7950戸(20.3%)減少となっている。

共同住宅は住宅数、割合ともに拡大して

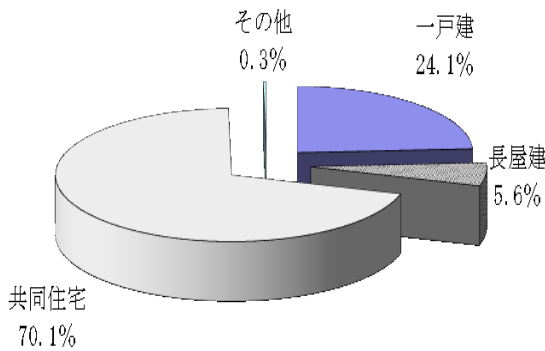
おり、平成20年調査では住宅数の70.1%と高く全国の41.7%を大きく上回っている。また、11階以上の共同住宅は、28万8760戸と前回調査に比べて6万7540戸(30.5%)の大幅な増加となっており、共同住宅全体に占める割合も22.9%と4.3ポイント上昇し、高層化が進んでいることがわかる。

住宅の建て方別住宅数

(単位:戸)

	総数	構成比 (%)	一戸建	構成比 (%)	長屋建	構成比 (%)	共同住宅	構成比 (%)	その他	構成比 (%)
昭和63年	963,380	100.0	205,360	21.3	183,750	19.1	564,860	58.6	9,410	1.0
平成5年	1,038,250	100.0	208,510	20.1	162,560	15.7	658,250	63.4	8,930	0.9
10年	1,102,650	100.0	233,670	21.2	132,090	12.0	728,980	66.1	7,910	0.7
15年	1,186,910	100.0	298,920	25.2	88,370	7.4	795,050	67.0	4,560	0.4
20年	1,262,120	100.0	303,640	24.1	70,420	5.6	884,280	70.1	3,770	0.3

住宅の建て方別住宅数



共同住宅の階数別住宅数

(単位:戸)

総数	11階以上	構成比 (%)
728,980	171,300	15.5
795,050	221,220	18.6
884,280	288,760	22.9

### (3)住宅の建築時期及び構造

住宅を建築時期別にみると、昭和45年以前に建てられた住宅が18万8330戸（住宅数の14.9%）、昭和46年から平成7年以前に建てられた住宅が59万1880戸（同46.9%）、平成8年以降が39万190戸（同30.9%）となっている。

構造別の構成比をみると、木造が20万4120戸（住宅数の16.2%）、防火木造が13万2530戸（同10.5%）、非木造が92万5470

戸（同73.3%）となっており、前回調査に比べると木造が5.6ポイント低下しているのに対し、防火木造が0.7ポイント、非木造が4.8ポイントそれぞれ上昇している。

住宅の建築時期別の構造をみると、非木造の割合が年々高まっており、特に昭和56年以降その傾向が強く、住宅数の8割以上を占めており、高い水準の状態が続いている。

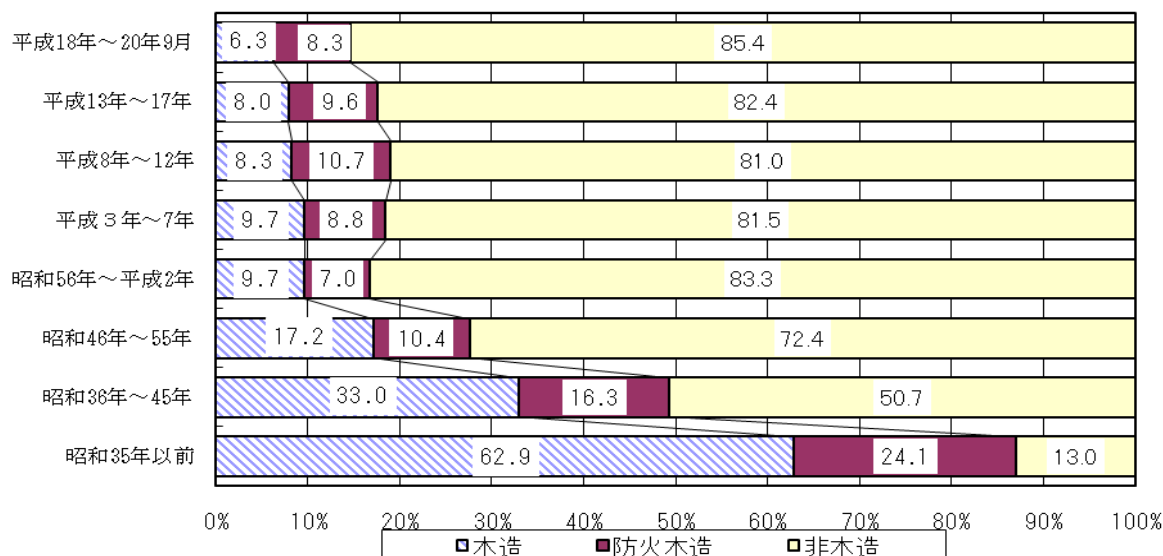
住宅の構造別、建築時期別住宅数

(単位:戸)

	総数	昭和35年以前	昭和36年～45年	昭和46年～55年	昭和56年～平成2年	平成3年～7年	平成8年～12年	平成13年～17年	平成18年～20年9月
総数	1,262,120	91,220	97,110	203,720	280,910	107,250	150,090	166,530	73,570
構成比(%)	100.0	7.2	7.7	16.1	22.3	8.5	11.9	13.2	5.8
木造	204,120	57,370	32,040	34,960	27,250	10,410	12,420	13,280	4,640
構成比(%)	100.0	28.1	15.7	17.1	13.3	5.1	6.1	6.5	2.3
防火木造	132,530	22,020	15,820	21,270	19,730	9,440	16,080	15,990	6,120
構成比(%)	100.0	16.6	11.9	16.0	14.9	7.1	12.1	12.1	4.6
非木造	925,470	11,830	49,240	147,490	233,930	87,410	121,590	137,250	62,810
構成比(%)	100.0	1.3	5.3	15.9	25.3	9.4	13.1	14.8	6.8

(注) 総数には、建築の時期「不詳」を含む。

建築の時期、構造別住宅の構成比



(4)耐震診断

持ち家のうち、耐震診断が行われた住宅は6万530戸で、持ち家住宅全体の11.8%となっている。このうち耐震性が確保されていた住宅は5万6760戸で、耐震診断が行

われた住宅の93.8%となっている。また、共同住宅では、耐震診断が行われた住宅の97.5%で耐震性が確保されている。

持ち家住宅における住宅の建て方別耐震診断 (単位:戸)

	持ち家住宅数	耐震診断をしたことがある住宅	持ち家住宅に占める割合	うち耐震性が確保されていた住宅	耐震診断をした住宅に占める割合(%)
総数	514,050	60,530	11.8	56,760	93.8
一戸建	263,360	12,880	4.9	10,650	82.7
長屋建	37,850	1,040	2.7	690	66.3
共同住宅	210,320	46,480	22.1	45,300	97.5

(5) 省エネルギー設備等

省エネルギー設備等のある住宅をみると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は1万1320戸（住宅数の0.9%）で、前回調査に比べて780戸（6.4%）減少している。一方、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は2850戸（同0.2%）と戸数は少ないものの、前回調査に比べて1250戸

（78.1%）増と大きな伸びを示している。また、「二重サッシ又は複層ガラスの窓あり」は、「一部の窓にある」住宅を含めると、11万2450戸（住宅数の8.9%）となっており、前回調査より1450戸（1.3%）増となっている。

省エネルギー設備等のある住宅数

(単位:戸)

	平成15年					平成20年				
	総数	太陽熱		太陽光		総数	太陽熱		太陽光	
		設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)		設置率(%)	設置率(%)		
住宅数	1,186,900	12,100	1.0	1,600	0.1	1,262,120	11,320	0.9	2,850	0.2
うち持ち家	485,400	10,000	2.1	1,100	0.2	514,050	8,660	1.7	2,180	0.4
うち借家	646,300	2,200	0.3	500	0.1	676,400	2,650	0.4	670	0.1

省エネルギー設備等(二重サッシ又は複層ガラスの窓)のある住宅数

(単位:戸)

	平成15年					平成20年				
	総数	すべての窓にあり		一部の窓にあり		総数	すべての窓にあり		一部の窓にあり	
		設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)		設置率(%)	設置率(%)		
住宅数	1,186,900	28,800	2.4	82,200	6.9	1,262,120	33,450	2.7	79,000	6.3
うち持ち家	485,400	16,400	3.4	54,800	11.3	514,050	20,830	4.1	50,650	9.9
うち借家	646,300	12,500	1.9	27,400	4.2	676,400	12,620	1.9	28,360	4.2

(6) 自動火災感知器設備のある住宅

自動火災感知設備のある住宅についてみると、「自動火災感知設備あり」の住宅は68万9610戸で、前回調査と比べて16万4710戸(31.4%)の大幅な増加となっており、設置率についても54.6%と10.4ポイントの大幅な上昇となっている。

なお、自動火災感知設備は、平成16年6月2日の消防法の一部改正により設置が義務付けられ、新築住宅は平成18年6月1日から適用となり、本市では大阪市火災予防条例により平成23年6月1日から住宅すべてに適用となる。

住宅の自動火災感知設備設置率

(単位:戸)

	平成15年			平成20年		
	総数	自動火災感知設備ありの総数	設置率(%)	総数	自動火災感知設備ありの総数	設置率(%)
住宅数	1,186,900	524,900	44.2	1,262,120	689,610	54.6

(注)住宅数には、自動火災感知設備の状況「不詳」を含む。

2.世帯の居住状況

1住宅当たりの規模は、前回調査と比べて、居住室数は0.12室減少して3.46室、居住室の畳数は0.13畳増加して22.65畳、延べ面積は2.05㎡減少して61.00㎡となっている。

居住世帯のある住宅のうち、最低居住面積水準以上の住宅は住宅全体の79.1%、誘導居住面積水準以上の住宅は同36.1%となっている。

(1) 専用住宅の規模と居住密度

専用住宅について1住宅当たりの規模をみると、居住室数は3.46室、居住室の畳数は22.65畳、延べ面積は61.00㎡となっており、前回調査と比べると、居住室数では

0.12室減、延べ面積は2.05㎡減とそれぞれ減少したが、居住室の畳数は0.13畳増加している。

これを所有関係別にみると、持ち家では1住宅当たりの居住室数4.74室、居住室の畳数32.09畳、延べ面積が90.38㎡となっているのに対し、借家ではそれぞれ2.50室、15.49畳、38.67㎡となっており、持ち家と借家には大きな開きがある。

居住密度をみると、1人当たりの畳数は10.83畳と前回調査に比べ0.65畳増加し、1室あたりの人員は0.60人と前回調査に比べ0.02人減少して、いずれもわずかではあるが居住密度は改善している。



### 住宅の規模と居住密度

	1住宅当たり 居住室数(室)	1住宅当たり居 住室の畳数(畳)	1住宅当たり 延べ面積(m <sup>2</sup> )	1人当たり居住 室の畳数(畳)	1室当たり 人員(人)	
昭和63年	3.69	20.75	61.26	7.74	0.73	
平成5年	3.60	20.99	61.02	8.45	0.69	
10年	3.49	21.07	59.56	9.10	0.66	
15年	3.58	22.52	63.05	10.18	0.62	
	持ち家	4.85	31.78	93.38	11.73	0.56
	借家	2.62	15.57	40.27	8.47	0.70
20年	3.46	22.65	61.00	10.83	0.60	
	持ち家	4.74	32.09	90.38	12.35	0.55
	借家	2.50	15.49	38.67	9.07	0.68

#### (2) 家賃

借家の1か月当たりの家賃をみると、5万5891円で、前回調査に比べて1390円(2.6%)上昇している。これを住宅の種類別にみると、専用住宅は5万5755円で、前回調査と比べて1594円(2.9%)上昇した

が、店舗その他の併用住宅は7万2395円と2706円(3.6%)低下している。

また、専用住宅1畳当たりの家賃は3638円で前回調査に比べ120円(3.4%)増加している。

#### 1か月当たり家賃及び1畳当たり家賃

(単位:円)

	借家数	1か月当り 家賃	1畳当たり家賃	
			専用住宅	店舗その他の併用住宅
昭和63年	575,560	35,107	34,560	46,983
平成5年	629,330	48,882	48,501	59,363
10年	658,400	55,075	54,531	70,050
15年	646,340	54,501	54,161	75,101
20年	676,400	55,891	55,755	72,395

### (3) 通勤時間

雇用者普通世帯（家計を主に支える者が雇用者である普通世帯）について、家計を主に支える者の通勤時間をみると、「自宅・住み込み」の世帯は7980世帯（雇用者全体の1.7%）となっており、「15分未満」が8万380世帯（同17.6%）、「15～30分未満」が12万980世帯（同26.5%）となってい

る。通勤時間30分未満の世帯が45.8%と雇用者普通世帯の約半数を占めている。

一方、通勤時間「1時間以上」の世帯は、5万6000世帯で全体の12.3%となっている。

なお、雇用者普通世帯全体の通勤時間の中央値は32分となっている。

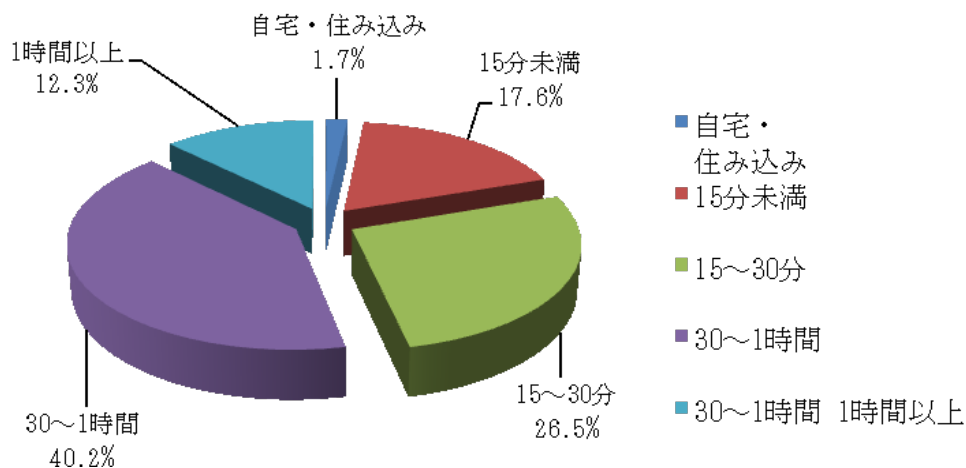
雇用者普通世帯の通勤時間別世帯数及び構成比

(単位:世帯)

	総数	自宅・住み込み	15分未満	15～30分	30～1時間	1時間以上	1時間以上		
							1時間～1時間30分	1時間30分～2時間	2時間以上
雇用者普通世帯	456,150	7,980	80,380	120,980	183,150	56,000	48,000	6,540	1,460
構成比(%)	100.0	1.7	17.6	26.5	40.2	12.3	10.5	1.4	0.3

(注) 総数には「通勤時間不詳」を含む。

雇用者普通世帯の通勤時間別世帯数及び構成比



(4) 最寄りの生活関連施設までの距離

住宅の最寄りの医療機関（診療科目として内科、外科又は小児科のいずれかを含む常設の病院・医院・診療所等）までの距離別をみると、「250m未満」が88万810戸（住宅数の69.8%）となり、全国平均の32.9%と比べて高い割合を示している。

最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離別では、「250m未満」が44万4630戸（住宅の35.2%）となり、「250～500m未満」が44万

2690戸（同35.1%）となっており、500m未満の住宅は70.3%となっている。

また、最寄りの郵便局・銀行までの距離別にみると、「100m未満」が20万9520戸（住宅数の16.6%）となり、「100～200m未満」が30万7410戸（同24.4%）、「200～500m未満」が54万3440戸（同43.1%）となっており、500m未満の住宅は全体の84.0%と高い割合を示している。

最寄りの生活関連施設までの距離別構成比

(単位:戸)

	総数	250m未満	250 ～500m	500～ 1,000m	1,000m 以上
医療機関	1,262,120	880,810	313,470	56,440	11,400
構成比(%)	100.0	69.8	24.8	4.5	0.9
老人デイサービスセンター	1,262,120	444,630	442,690	314,410	60,380
構成比(%)	100.0	35.2	35.1	24.9	4.8

最寄りの郵便局・銀行までの距離別構成比

(単位:戸)

	総数	100m 未満	100 ～200m	200 ～500m	500 ～1,000m	1,000m 以上
郵便局・銀行	1,262,120	209,520	307,410	543,440	184,780	16,980
構成比(%)	100.0	16.6	24.4	43.1	14.6	1.3

(5) 居住面積水準

本市の主世帯のうち最低居住面積水準以上の世帯数は、99万7780世帯（主世帯全体の79.1%）となっており、このうち持ち家では50万3730世帯、借家では49万4050世帯となっている。所有関係別にみると、持ち家で98.0%、借家では73.0%の世帯で

最低居住水準を上回っている。

また、誘導居住水準（都市居住型誘導居住面積及び一般型誘導居住面積水準）以上は、主世帯全体の36.1%となっている。所有関係別にみると、持ち家で58.5%、借家では23.0%が誘導居住水準を上回っている。

居住面積水準別住宅の所有の関係別主世帯数

(単位:世帯)

	総数	最低居住面積水準		誘導居住面積水準			
		水準以上の世帯数	水準未満の世帯数	都市型		一般型	
				水準以上の世帯数	水準未満の世帯数	水準以上の世帯数	水準未満の世帯数
総数	1,262,120	997,780	192,670	281,800	542,680	174,180	191,790
構成比(%)	100.0	79.1	15.3	22.3	43.0	13.8	15.2
持ち家	514,050	503,730	10,320	140,750	69,570	159,880	143,840
構成比(%)	100.0	98.0	2.0	27.4	13.5	31.1	28.0
借家	676,400	494,050	182,350	141,050	473,110	14,300	47,940
構成比(%)	100.0	73.0	27.0	20.9	69.9	2.1	7.1
公営の借家	101,220	85,850	15,370	31,890	69,220	20	90
構成比(%)	100.0	84.8	15.2	31.5	68.4	0.0	0.1
UR・公社の借家	39,010	36,300	2,720	18,120	20,890	-	-
構成比(%)	100.0	93.1	7.0	46.4	53.6	-	-
民営借家(木造)	89,100	57,970	31,140	1,280	31,790	11,560	44,470
構成比(%)	100.0	65.1	34.9	1.4	35.7	13.0	49.9
民営借家(非木造)	426,290	297,460	128,830	83,930	337,860	1,830	2,670
構成比(%)	100.0	69.8	30.2	19.7	79.3	0.4	0.6
給与住宅	20,780	16,480	4,300	5,830	13,350	890	710
構成比(%)	100.0	79.3	20.7	28.1	64.2	4.3	3.4

3. 区別の概況

総住宅数(居住世帯のある住宅とない住宅の合計)を区別にみると、前回調査と比べて中央区の35.3%増加をはじめ18区で増加している。

空き家数では西淀川区の28.7%減少をはじめ16区で減少している。また空き家率では、生野区と西成区が20%を上回っている。

(1) 全般的概況

区別の居住世帯のない住宅を含む総住宅数は、東淀川区が10万7150戸(総住宅数の7.0%)で最も多く、次いで淀川区が10万3820戸(同6.8%)、平野区が10万1880戸(同6.7%)と続いている。これを前回調査と比べると、最も増加率が高かったのは中央区の35.3%(1万5610戸)増、福島区が同19.2%(6050戸)増、西区が同18.3%(7950戸)増となっている。

区 別 総 住 宅 数

(単位:戸)

区 別	平成 15 年	平成 20 年	対 前 回 調 査	
			増減数	増減率 (%)
総 数	1,458,050	1,530,580	72,530	5.0
北	61,430	69,200	7,770	12.6
都 島	52,290	56,070	3,780	7.2
福 島	31,560	37,610	6,050	19.2
此 花	32,030	34,140	2,110	6.6
中 央	44,160	59,770	15,610	35.3
西	43,530	51,480	7,950	18.3
港	44,990	46,480	1,490	3.3
大 正	36,890	36,160	730	2.0
天 王 寺	35,350	39,570	4,220	11.9
浪 速	39,760	44,010	4,250	10.7
西 淀 川	49,740	47,030	2,710	5.4
淀 川	100,310	103,820	3,510	3.5
東 淀 川	101,540	107,150	5,610	5.5
東 成	43,530	44,010	480	1.1
生 野	77,590	76,810	780	1.0
旭	53,900	53,090	810	1.5
城 東	83,550	92,090	8,540	10.2
鶴 見	48,140	51,160	3,020	6.3
阿 倍 野	57,060	57,830	770	1.3
住 之 江	63,540	63,440	100	0.2
住 吉	88,380	88,400	20	0.0
東 住 吉	76,950	74,000	2,950	3.8
平 野	101,480	101,880	400	0.4
西 成	90,350	95,420	5,070	5.6

( 2 ) 空き家の住宅数

空き家の住宅数は、西成区が1万9060戸で最も多く、淀川区が1万7540戸と続いている。また、空き家率(総住宅数に占める空き家の割合)については、生野区が21.0%で最も高く、次いで西成区が同20.0%、住

吉区が18.8%と続いている。

空き家の住宅数を前回調査と比べると、西淀川区の28.7%(2710戸)減少をはじめ16区で減少しているが、8区では増加している。増加率が高かったのは西区で79.7%

(3880戸)増、次いで福島区が46.6%(1930戸)増、中央区が28.4%(2290戸)増とな

っている。西区は、空き家率でも17.0%と前回調査から5.8ポイント上昇している。

### 区別の空き家数

(単位:戸)

	平成15年		20年		対前回増減率(%)
	空き家数	空き家率(%)	空き家数	空き家率(%)	
総数	255,400	17.5	255,170	16.7	0.1
北	11,250	18.3	9,630	13.9	14.4
都島	7,900	15.1	7,460	13.3	5.6
福島	4,140	13.1	6,070	16.1	46.6
此花	5,380	16.8	4,600	13.5	14.5
中央	8,070	18.3	10,360	17.3	28.4
西	4,870	11.2	8,750	17.0	79.7
港	7,460	16.6	7,990	17.2	7.1
大正	6,060	16.4	5,550	15.3	8.4
天王寺	5,860	16.6	5,960	15.1	1.7
浪速	7,350	18.5	7,000	15.9	4.8
西淀川	9,430	19.0	6,720	14.3	28.7
淀川	17,360	17.3	17,540	16.9	1.0
東淀川	14,570	14.3	16,910	15.8	16.1
東成	8,280	19.0	7,590	17.2	8.3
生野	18,330	23.6	16,120	21.0	12.1
旭	9,470	17.6	9,380	17.7	1.0
城東	13,110	15.7	16,760	18.2	27.8
鶴見	7,510	15.6	7,370	14.4	1.9
阿倍野	11,230	19.7	9,740	16.8	13.3
住之江	9,980	15.7	8,890	14.0	10.9
住吉	16,660	18.9	16,630	18.8	0.2
東住吉	16,130	21.0	13,380	18.1	17.0
平野	17,040	16.8	15,720	15.4	7.7
西成	17,950	19.9	19,060	20.0	6.2

(注)空き家率：総住宅数に占める空き家の割合

### (3) 住宅の建て方

住宅の建て方の構成比を区別にみると、共同住宅の割合が高い区では、浪速区が

92.6%(3万3910戸)で最も高く、次いで中央区が90.9%(4万2920戸)、西区が

89.9% (3万7420戸)、北区が89.5% (5万1950戸)、天王寺区が81.3% (2万6830戸)と以上5区では80%を越えており、市中心部での共同住宅の割合が高いことがわかる。一戸建の割合が高い区は、東住吉区の40.7% (2万4370戸)が最も高く、次い

で生野区が38.4% (2万3010戸)、大正区が36.8% (1万1220戸)と続いている。また、長屋建は、生野区の21.4% (1万2810戸)が最も高く、次に西成区の12.6% (9550戸)となっている。

### 区 別 の 建 て 方 住 宅 数

(単位:戸)

区 別	住宅数	一戸建		長屋建		共同住宅	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
総 数	1,262,120	303,640	24.1	70,390	5.6	884,300	70.1
北	58,050	5,040	8.7	810	1.4	51,950	89.5
都 島	48,390	9,830	20.3	730	1.5	37,770	78.1
福 島	31,260	6,870	22.0	1,470	4.7	22,850	73.1
此 花	29,250	8,500	29.1	830	2.8	19,800	67.7
中 央	47,230	3,450	7.3	590	1.2	42,920	90.9
西	41,620	4,010	9.6	120	0.3	37,420	89.9
港	38,310	8,930	23.3	1,750	4.6	27,510	71.8
大 正	30,490	11,220	36.8	640	2.1	18,520	60.7
天 王 寺	33,020	5,630	17.1	380	1.2	26,830	81.3
浪 速	36,620	2,360	6.4	300	0.8	33,910	92.6
西 淀 川	40,180	11,700	29.1	2,040	5.1	26,190	65.2
淀 川	85,120	15,070	17.7	2,550	3.0	67,190	78.9
東 淀 川	89,770	17,610	19.6	2,530	2.8	69,620	77.6
東 成	36,130	12,250	33.9	2,210	6.1	21,560	59.7
生 野	59,950	23,010	38.4	12,810	21.4	23,920	39.9
旭	43,390	14,180	32.7	3,050	7.0	25,960	59.8
城 東	75,010	18,730	25.0	4,740	6.3	51,020	68.0
鶴 見	43,460	12,380	28.5	1,570	3.6	29,430	67.7
阿 倍 野	47,970	17,410	36.3	2,520	5.3	27,940	58.2
住 之 江	54,130	10,370	19.2	2,910	5.4	40,700	75.2
住 吉	71,510	18,730	26.2	5,750	8.0	46,910	65.6
東 住 吉	59,840	24,370	40.7	5,750	9.6	29,620	49.5
平 野	85,510	21,360	25.0	4,790	5.6	59,270	69.3
西 成	75,920	20,630	27.2	9,550	12.6	45,490	59.9

#### 4. 政令指定都市の概況

総住宅数は、東京都区部を含むすべての都市で前回調査から増加となっている。最も住宅数の多い東京都区部では480万1100戸で前回調査と比べて8.9%増加しており、次に多い横浜市は166万1000戸で同じく8.0%増加、本市は145万8050戸で同じく5.0%増加、名古屋市は111万7700戸で同

じく6.0%増加となっている。

空き家率は、前回調査に比べて本市を含む7市で低下しており、本市では0.8ポイント低下して16.7%となっているが、前回調査に続いて東京都区部を含む18都市中最も高くなっている。

各政令指定都市の住宅概況

(単位:戸)

	平成15年				平成20年				対前回調査増減率(%)		
	総住宅数	住宅数	空き家	空き家率(%)	総住宅数	住宅数	空き家	空き家率(%)	総住宅数	住宅数	空き家
札幌市	879,940	767,790	106,810	12.1	985,370	841,230	135,560	13.8	12.0	9.6	26.9
仙台市	495,880	424,770	68,120	13.7	530,700	446,000	81,100	15.3	7.0	5.0	19.1
さいたま市	459,100	412,210	42,710	9.3	524,600	465,900	56,500	10.8	14.3	13.0	32.3
千葉市	407,810	345,880	58,730	14.4	429,100	371,100	54,200	12.6	5.2	7.3	7.7
東京都区部	4,407,080	3,842,380	491,450	11.2	4,801,100	4,177,700	544,800	11.3	8.9	8.7	10.9
川崎市	602,180	536,520	62,000	10.3	686,400	613,500	69,500	10.1	14.0	14.3	12.1
横浜市	1,537,380	1,374,990	148,830	9.7	1,661,000	1,490,300	160,400	9.7	8.0	8.4	7.8
新潟市	229,180	204,190	23,070	10.1	340,000	295,600	41,900	12.3	48.4	44.8	81.6
静岡市	276,000	247,040	27,330	9.9	309,900	268,500	40,000	12.9	12.3	8.7	46.4
浜松市	239,900	214,770	22,920	9.6	325,300	292,400	30,300	9.3	35.6	36.1	32.2
名古屋市	1,054,360	897,660	144,620	13.7	1,117,700	959,800	147,300	13.2	6.0	6.9	1.9
京都市	732,980	625,270	97,120	13.3	780,900	658,100	110,300	14.1	6.5	5.3	13.6
大阪市	1,458,050	1,186,910	255,400	17.5	1,530,600	1,262,100	255,200	16.7	5.0	6.3	0.1
堺市	349,190	297,710	48,370	13.9	386,700	331,100	51,900	13.4	10.7	11.2	7.3
神戸市	715,520	619,330	91,430	12.8	774,900	664,800	104,600	13.5	8.3	7.3	14.4
広島市	537,520	461,670	72,420	13.5	577,200	494,300	78,900	13.7	7.4	7.1	8.9
北九州市	468,150	405,320	60,140	12.8	489,400	412,400	74,900	15.3	4.5	1.7	24.5
福岡市	703,300	619,880	76,700	10.9	797,000	671,500	116,800	14.7	13.3	8.3	52.3